

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費について

消費税率が平成26年4月1日より5%から8%に、令和元年10月1日より8%から10%に引き上げられました。
 引上げ分の地方消費税収については、用途を明確化し、社会保障4経費(制度として確立された年金、医療及び介護の
 社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費をいう)その他社会保障施策に要する経費に充てるもの
 とされています。

西都市の令和7年度当初予算における地方消費税交付金(社会保障財源化分)の用途については、以下のとおりです。

(歳入) 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 393,818 千円

(歳出) 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 (単位:千円)

区 分		事業費	特定財源	一般財源	うち、引き上げ分の 地方消費税	
社会福祉	社会福祉費	社会福祉総務費 (国民健康保険事業特別会計繰出金除く)	69,595	8,344	61,251	12,256
		身体障害者福祉費	19,606	14,266	5,340	1,068
		知的障害者福祉費	77,112	38,395	38,717	7,747
		老人福祉費 (介護保険事業特別会計繰出金除く)	236,837	116,930	119,907	23,992
		障害者自立支援費	1,032,597	759,336	273,261	54,677
	児童福祉費	児童福祉総務費	1,577,011	1,436,527	140,484	28,109
		児童福祉施設費	146,922	0	146,922	29,398
		児童措置費	1,225,288	951,983	273,305	54,685
	生活保護費	生活保護総務費	65,416	0	65,416	13,089
		扶助費	716,000	550,456	165,544	33,124
	小 計		5,166,384	3,876,237	1,290,147	258,145
	社会保険	社会福祉費	社会福祉総務費 (国民健康保険事業特別会計繰出金)	288,397	177,209	111,188
老人福祉費 (介護保険事業特別会計繰出金)			558,339	38,638	519,701	103,987
後期高齢者医療費			163,016	122,261	40,755	8,155
小 計		1,009,752	338,108	671,644	134,389	
保健衛生	保健衛生費	予防費	7,895	5,706	2,189	438
		保健活動費	20,105	17,812	2,293	459
		健康増進費	51,497	49,559	1,938	387
	小 計		79,497	73,077	6,420	1,284
合 計		6,255,633	4,287,422	1,968,211	393,818	